

水と空



沼津地区環境保全協議会

第143号
発行
沼津地区環境保全協議会
沼津市御幸町14-5
沼津商工会議所
編集
同会 広報部会

ひとこと

環境活動への取組みについて
富士通株式会社 沼津工場
総務部マネージャー 村越 廣男 …1

環境セミナー

「ファシリテータ即戦力入門講座」 …3
沼津地区環境保全協議会 会長 小田 俊夫

沼津市環境政策課だより …6

会の動き …8

知らず知らずの環境破壊 我が手で取り戻そう緑の自然

当社の環境活動への取組みについて

富士通株式会社 沼津工場

総務部マネージャー 村越 廣男

日頃は、沼津地区環境保全協議会の皆様には、当社の環境活動についてご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。このたび、コラム執筆の要請がありましたので環境への取組みについて紹介させていただきます。

1. 沼津工場の概要

当工場は、1976年（昭和51年）8月に大型計算機の生産拠点として開設しました。2002年には、社会インフラを支える富士通グループの中核工場として、ソフトウェアの開発を始め、スーパーコンピュータや大型計算機等のグリーンICT製品の評価を担っています。また、開設当初より周辺環境と調和した『インダストリアルパーク(庭園工場)』をコンセプトに、自然と共存したモノづくりを現在も継承しています。



【富士通（株）沼津工場】

2. 当工場の環境活動への取組み

環境ISO14001の国際規格が発行する前の1995年に環境規格BS7750（ISO14001の前規格）をいち早く認証を取得し環境管理を推進しています。また、2000年には、富士通グループで最初に廃棄物ゼロエミッションの達成等、先進的な環境活動を推進する工場となっております。さらに、公益財団法人 都市緑化機構が定めた緑地に関する認定制度『社会・環境貢献緑地評価システム』において、最高位の評価である『Superlative Stage』を2012年に取得し現在も継続しています。

3. 環境問題への今後の取組み

社会インフラは、ICTによるシステム制御は必要不可欠であります。この社会インフラを支えるデータセンターは、今後、更に増加する事が予測され、増加に伴い消費電力量も現在の5倍に膨れ上がります。こうした状況の中で、当社製品の省エネルギー化はもちろんですが、使用場所であるデータセンターの省エネルギー化が課題となっております。この課題を当工場のデータセンターでは、『光ファイバー温度測定システム』を設置しています。これは1本の温度測定用の光ファイバーをデータセンター内に這わせることで、空間の温度分布を可視化させて、空調設定（風向、風量、温度設定等）を容易に変更させて無駄な空調エネルギーの大幅な削減に貢献させました。また、当工場では今年の春より、食・農クラウド『Akisai 秋彩』の実証圃場を開設させました。これはICTで農業を支え生産性を高める事により食糧自給率をアップさせ、海外からの輸送に伴うCO₂排出量を削減する事に貢献させます。この当社のソリューションを社会インフラ全体に普及させ、省エネルギーに貢献できれば幸いです。

「ファシリテーター即戦力入門講座」

沼津地区環境保全協議会は、11月22日（金）沼津商工会議所にて会員35名参加のもと、「ファシリテーター」として即戦力となるための入門講座を開催しました。

ファシリテーターとは、会議というコミュニケーションの場を通じ、参加者の主体性と可能性を引き出し、「指示するのではなく、場に関わり掛ける合意形成型会議」を推進する役割をもつ人をいいます。

講師は、会議ファシリテーター普及協会の釘山建一代表と小野寺郷子副代表が努めました。

（写真左が釘山建一代表、右が小野寺郷子副代表です。）

なお、小野寺副代表は、沼津市（環境政策課）で進めているエコ活動の推進役である地域エコリーダーの養成にも講師として協力しています。



講座は以下のような流れで展開されました。

1. 講師自己紹介

釘山代表は、教師・ベンチャー企業に勤務し、その他各種団体でのキャリアの中で培った会議の仕方について独自のノウハウを確立し、2006年4月「会議ファシリテーター普及協会（MFA）」を立ち上げました。

欧米では会議の進め方についての教育が常識となっているのに対して、日本ではそのような教育を受けておらず会議の進め方が十分でなく、実りある会議がされておらずファシリテーターの養成が企業にとって必要と力説されていました。

小野寺副代表は、静岡市に在住され、家庭をもつ女性が社会に目を向けるために学習するグループを設立し、消費者問題・環境問題・教育問題などの多様な市民活動に関わり、静岡県を中心に活動しているとのことでした。

2. 講座の概要について

講座では、4～5人のグループごとに分かれ、ワークショップ形式で行なわれました。

あらかじめ用意された議題をもとにグループ討議されました。

まず、各グループ内の自己紹介から始まりました。



ポイント！

会議は、議題解決のため、開始されると直ぐ会議をはじめていませんか？
本来、会議とは“楽しく、聴きあう”ことですので、個人的な近況を聞き、場をなごませることが重要です。たとえば、趣味の話や家族のことなど会議に関わらないことなど。参加者の主体性を出し、決めるために意見を求めるようにすることはとても重要です。

自己紹介後、課題ごと会議ファシリテーターの講座が実施されました。

① 課題1 会議ファシリテーターとは

「会議の終了時間になっても2つの意見に分かれてしまい結論が出ません。

会議ファシリテーターならどうしますか？」
という課題に対して、グループごとに討議しました。

通常の会議では、議長が出された意見を整理し、時間内に終了結論を出そうとしますが、会議ファシリテーターは、出された意見を参加者に主体性をもって結論を出すようにします。



ポイント！

皆様の会議は、意見を出し合い議長が意見を整理し、時間内に終了するか、延長していませんか？

本来、会議とは“楽しく、聴きあい、時間を守る”ことを念頭に置き、時間を守り・結論を出すためには、参加者の主体性を出し、決めるために意見を求めるようにすることです。

② 課題2 会議は議題だ！

「月の売り上げを100万円アップさせるための方法を考えよう！」

とゆう議題で会議が召集されました。皆さんならどうしますか？

という課題でグループ討議がされました。

この課題は、意見を出しにくい会議内容について会議に参加している人が意見を出しやすいようにモチベーションが上がるような会議課題を考える課題です。



ポイント！

一般的な会議は議題に対してどのようにまとめるかを考えています。ここで、課題2のような漠然とした議題では明確な回答も得られず、結果的にはより良い結論がでないような会議となっていませんか？

重要なのは、会議出席者から多くの意見が出るような議題となるように選定することです。

3. 最後に

セミナーの最後は、釘山代表のファシリテーターに関する著書の争奪ジャンケン大会で終了しました。

今回、初の試みで従来と違って聴くセミナーから参加するセミナーに変えて実施しました。

参加者のみなさまは、納得できるセミナーであったことがアンケート調査より分かりました。

アンケート調査の概要を以下に示します。



＜アンケート調査結果＞

1. 本日の講座は、いかがでしたか？

満足度を1～5段階で評価し、数字が大きいほど満足度が高いこととなります。結果は、“4”が18人、“5”が17人でほとんど満足されたようです。

中には時間が短いので“4”と評価された方もいました。

（評価した理由）

- 会議のイメージが変わりました。楽しい会議をやってみたくになりました。
- 自分の頭の固さを痛感した！！
- 今までの会議の意識を180度変える内容で、実践の価値はありそうです。
- 会議の議長としての進め方に大変参考になりました。

2. 感想・質問等ご自由に記入した下さい。

- もう少し時間（1日）を長くして欲しかったです。
 - 目からウロコでした。実践したいと思います。
 - リーダーとなる人の権限が大きいとこのような会議ができるか不安です。
 - 期待以上の講座でした。ありがとうございます。
 - 時間があればグループワークなどもやりたかった。
- その他多くの感想・質問等がありました。

会員の皆さまも、以下のことをモットーに会議を試されたらどうでしょう！！

「気楽に！楽しく！中身濃く」

～大気汚染防止法が改正されました～

アスベスト（石綿）飛散防止対策強化に向け、大気汚染防止法が改正されました。

石綿排出を伴う建築物の解体等工事については、すでに規制されていますが、今回、以下3点等の理由により、規制が強化されました。

- 建築材料に石綿が使用されているかどうかの事前調査が不十分である事例が確認された。
- 東日本大震災の被災地においても建築物や煙突内部の石綿が飛散する事例が確認された。
- 昭和31年から平成18年までに施工された、石綿使用の可能性のある鉄骨造や鉄筋コンクリート造の建築物の解体等工事は、平成40年頃をピークに増加する。

<改正の概要>

①特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更

現在、解体等作業の施工者が行うべきこととされている特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業をいう。以下同じ。）を伴う建設工事の実施の届出について、解体等工事の発注者又は自主施工者が行うべきこととする。

②解体等工事の事前調査の結果等の説明等

解体等工事の発注者から解体等工事を請け負う業者は、当該工事が特定工事（特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。）に該当するか否かの調査を実施し、その結果及び届出事項を発注者に書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所に掲示しなければならないこととする。

③報告および検査の対象拡大

都道府県知事等による報告徴収の対象に、届出がない場合を含めた解体等工事の発注者・受注者又は自主施工者を、また都道府県知事等による立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等を、それぞれ加える。

※交布日：平成25年6月21日

※施行期日：公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

事前の届出について

規制対象となっている作業（特定粉じん排出等作業）を実施する場合には、これまでどおり、14日前までに都道府県等に届出をしなければなりません。（沼津市内で作業を実施する場合は、沼津市環境政策課まで届出ください。）

届出の様式は、沼津市ホームページの申請書ダウンロードサービスからダウンロードすることが出来ます。

規制の対象となる作業

石綿を飛散させる原因となる特定建築材料（※）が使用されている建築物又は工作物を解体、改造、補修する作業が対象となります。

※特定建築材料とは、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（石綿が質量の0.1％を超えて含まれているもの）の事です。

<参考>

- ・環境省ホームページ 石綿（アスベスト）問題への取組
<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>
- ・沼津市ホームページ <http://www.city.numazu.shizuoka.jp/>

会の動き

- ☆ 7月11日
 - 【事業部会】 (1) 平成25年度事業視察について
 - (2) 環境セミナーの内容について

- ☆ 11月15日
 - 【理事会】 (1) 環境セミナーについて
 - (2) 理事職務執行者変更について
 - (3) その他

- ☆ 11月22日
 - 【環境セミナー】
 - 「ファシリテータ即戦力入門講座」
 - 講師 会議ファシリレーター普及協会
 - 代表釘山建一・副代表小野寺郷子